

1・5 海運に係る諸規制の緩和

1・5・1 規制改革要望

当協会は政府の規制緩和推進計画が開始された平成 7(1995)年より、会員会社から寄せられた規制改革要望を関係方面に求め、これまで一定の成果を挙げている。

内閣府において、平成 25(2013)年 1 月より「規制改革会議」が設置されていたが、平成 28(2016)年 7 月末に同会議が設置期限を迎えたことから、同年 9 月に後継組織として「規制改革推進会議」が設置された。「規制改革推進会議」においても「規制改革ホットライン」は維持され、引き続き常時提案を受け付けており、平成 28(2016)年 5 月末から 7 月下旬にかけ、経団連が自らの規制緩和要望を取り纏めるための会員アンケートを実施したため、当協会は会員会社に照会しつつ対応した。

1・5・2 日本籍船に係る規制緩和

日本籍船に係る様々な規制については、平成 22(2010)年 5 月、海事局次長をヘッドとする局内横断的な「競争力ある日本籍船増加のための規制改革検討プロジェクトチーム(PT)」が設置され、当協会との間で随時意見交換を実施し、項目の進捗状況を確認している。これまで当協会より延べ 18 項目を要望し、検討の結果、内 6 項目の緩和が実現している。

当協会は、平成 28(2016)年 5 月 13 日に海事局 PT との意見交換を実施することとしていたが、4 月に開催された自民党の第 1 回「トン数税制国際標準化委員会」において、「日本籍船の割合が諸外国の自国籍船割合に比べて低い」ことへの言及がなされたことから、5 月 13 日の意見交換では、当協会要望のうち特に重要とされる①承認船員制度、②測度、③型式承認の 3 項目に絞った議論を行いたい旨海事局より提案がなされた。

同意見交換において、当協会は、①承認船員制度の改善(機関承認制度の認定校・対象国・対象職務の拡大や三電通の試験免除等)、②船級による測度等の代行、③型式承認の拡大・改善、④日本籍船の所有・運航の相談窓口の設置、等の検討を求めた。これを受けて海事局は、5 月の第 2 回「トン数税制国際標準化委員会」に報告の上、早急に取り組むべき事項として、①フラッグバック手続きの周知・浸透(国内船主の理解促進等)、②承認船員制度の拡充(承認国の拡大等)、③測度に関する対応の柔軟化・簡素化、④型式承認等の促進、について、検討を進めることとした。